

○港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 5 月 1 日

5 港企企第 1 8 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内事業者が連携自治体に滞在しながら連携自治体が企画した地域ならではの自然体験及び人口減少、第一次産業の活性化、伝統産業の担い手不足等の地域が抱える課題の解決のための事業に参画することができるよう当該区内事業者を支援することで、当該課題の解決及び区内事業者の新規事業の創出を図り、もって双方の継続的な連携及び交流を促すこと（以下「本事業」という。）を目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内事業者 区内に所在する民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがある団体等をいう。）をいう。
- (2) 連携自治体 これまでに区と連携して事業等を実施したことがある地方公共団体のうち、区長が別に定める自治体をいう。
- (3) ワーケーション 連携自治体に滞在し、連携自治体が企画した体験プログラムに参加しながら、テレワーク、余暇活動等に取り組む働き方のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、ワーケーションを実施する区内事業者（本事業に参加したことのある区内事業者にあつては、当該区内事業者が過去にワーケーションを実施した連携自治体と異なる連携自治体をワーケーションの実施先として選択した者に限る。）とする。

(補助対象事業)

第 4 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、1 泊以上のワーケーションを補助対象事業とし、当該補助対象事業の実施において、必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助するものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち、他の行政機関等による同種の補助金等の交付を受けていないものとする。

- (1) 補助対象事業に係る滞在に要する宿泊費（食事付プランを含み、消費税相当額を除く。）
 - (2) 補助対象事業に係る区内事業者から連携自治体までの間及び連携自治体内の移動に要する交通費（消費税相当額を除く。）
- 2 補助対象事業のうち補助対象経費に係る部分については、当該年度の 12 月 31 日までに完了するものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、宿泊施設に支払った 1 人分の宿泊費（1 泊当たり 10,000 円を上限とする。）及び 1 人分の交通費の合計額（1 人当たり 50,000 円を上限とする。）

とし、1区内事業者当たり200,000円を上限額として、予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(参加の申込み)

第7条 本事業に参加しようとする区内事業者（以下「申込者」という。）は、別に定める期間内に、港区連携自治体ワーケーション促進事業参加申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 区内事業者であることを証明する書類の写し

(2) 区内事業者の概要が分かる書類

2 区長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、申込者を参加させることを決定したときは港区連携自治体ワーケーション促進事業参加決定通知書（第2号様式）、参加させないことを決定したときは港区連携自治体ワーケーション促進事業不参加決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 区長は、申込み多数の場合には、抽選により参加する区内事業者を決定する。

4 前項の規定による決定に当たっては、初めて本事業への参加の申込みをした事業者を優先して決定するものとする。

(参加の辞退)

第8条 申込者は、本事業の参加を辞退しようとするときは、港区連携自治体ワーケーション促進事業参加辞退届（第4号様式）に参加を辞退する理由を記載の上、区長に届け出なければならない。

(参加の申込みの変更)

第9条 第7条第2項の規定により参加の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ港区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認申請書（第5号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請に当たり、必要な条件を付することができるものとし、港区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認（不承認）通知書（第6号様式）により、前項の規定による申請をした申込者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 第7条第2項の規定により参加の決定を受け、補助金の交付を受けようとする区内事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 区内事業者であることを証明する書類の写し

(3) 区内事業者の概要が分かる書類

(4) ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書

(5) 前号に規定する参加者名簿に記載の者が区内事業者に属する者であることを証明する書類

(6) その他区長が必要と認める書類

2 添付書類のうち、前項第2号及び第3号の書類については第7条第1項の規定において提出したものと変更のない場合、前項第5号の書類については同項第2号の書類により確認できる場合は、提出を省略することができるものとする。

(交付の決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定通知書（第8号様式）又は港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金不交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付の申請の取消し)

第12条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に取下げの理由を記した書面を提出することにより、第10条の規定による申請を取り消すことができる。

(交付の申請の変更)

第13条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認申請書（第10号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとし、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（第11号様式）により、前項の規定による申請をした交付決定者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 交付決定者は、区長が補助対象事業の適正な遂行を期するため補助対象事業の進捗状況に係る報告又は帳簿等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月22日（当該日が閉庁日に当たるときは、当該閉庁日の直後の開庁日）までに港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金実績報告書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

(1) ワーケーション参加報告書

(2) ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に

係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金額確定通知書（第13号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該年度の1月29日（当該日が閉庁日に当たるときは、当該閉庁日の直後の開庁日）までに港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付請求書（第14号様式）により区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（3）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4）港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められたとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 区長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、港区補助金等交付規則（昭和48年港区規則第4号）の定めるところによる。

（関係書類の整理保存）

第20条 交付決定者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業が完了した日（当該補助対象事業の中止又は廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の名称.....
事業者の所在地.....
代表者氏名.....
電話番号.....
メールアドレス.....

港区連携自治体ワーケーション促進事業参加申込書

港区連携自治体ワーケーション促進事業の参加について、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込めます。

記

- 1 参加者数
- 2 ワーケーションの実施先(自治体)
- 3 ワーケーション先を選択した理由
- 4 ワーケーションの実施により自治体でマッチングできること
- 5 添付書類
 - (1) 区内事業者であることを証明する書類の写し
 - (2) 区内事業者の概要が分かる書類
- 6 留意事項
 - (1) 参加申込書は、選択したワーケーション先に提供します。
 - (2) 参加決定後に参加者数を増やすことは原則できませんので御注意ください。
 - (3) 2回目以降の参加の場合、過去に参加した自治体を選択することはできません。

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業参加決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり参加を決定しましたので、通知します。

記

1 ワーケーションの実施先(自治体)

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業不参加決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記の理由により参加を不決定としましたので、通知します。

記

理由：

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代表者氏名..... 印

港区連携自治体ワーケーション促進事業参加辞退届

年 月 日付けで参加決定のあった港区連携自治体ワーケーション促進事業について、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく参加を辞退するため、ここに届け出ます。

記

1 参加辞退理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代表者氏名.....⑩

港区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で参加申込をした港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり変更をしたいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けの港区連携自治体ワーケーション促進事業変更申請について、下記のとおり変更を（承認・不承認）しましたので、通知します。

記

（承認・不承認）の内容：

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代表者氏名.....印

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の交付について、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円
（※交付申請額は1,000円未満切捨て）

2 添付書類

- （1）事業計画書
- （2）区内事業者であることを証明する書類の写し
- （3）区内事業者の概要が分かる書類
- （4）ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書
- （5）（4）の参加者名簿に記載の者が区内事業者に属する者であることを証明する書類

注1 添付書類のうち、（2）及び（3）の書類については、参加申込時に提出したものと申請時以降変更のない場合は省略できるものとします。

注2 （5）の書類については、（2）の書類により確認できる場合は、提出を省略することができるものとします。

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助事業の内容

年 月 日付港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとします。

3 補助金交付条件

- (1) ワーケーション実施後に、体験談を自社のホームページ等により発信してください。また、区がホームページで発信する際には、区の指定に基づき体験談の提供等をしてください。
- (2) ワーケーション実施後の連携自治体及び現地事業者との連携状況について、区の連携等取組状況の調査に協力してください。

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付申請について、下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由：

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代表者氏名.....⑩

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けの港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金
変更承認申請について、下記のとおり補助対象事業の変更を（承認・不承認）
しましたので、通知します。

記

1 （承認・不承認）の内容

2 補助金交付決定額（変更後） 金 円

3 その他

変更の承認に伴い、既に交付した補助金に過払いが生じることとなった場
合は、過払金については、区長の指示に従い返還してください。

第12号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）港区長

申請者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代表者氏名..... 印

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金実績報告書

年 月 日付 港 第 号により港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金の交付決定を受けた事業が完了しましたので、港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 添付書類

- （1）ワーケーション参加報告書
- （2）ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書
- （3）補助対象経費の支払を証明する書類の写し

第13号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

補 助 金 確 定 額	円
補助金既交付済金額	円
今回補助金交付額	円
今回補助金返還額	円

年 月 日

（宛先）港区長

請求者 事業者の所在地.....
事業者の名称.....
代 表 者 氏 名.....⑩

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定の通知を受けた港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求金額 金 円

支払金口座振替依頼書

上記の請求金額を以下の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関		銀 行 信用金庫 信用組合		支 店
振 込 口 座	預金種別	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄	口座番号	
	フリガナ			
	氏 名			

第15号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

港区長

港区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった港区連携自治体ワーケーション促進事業について、下記のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

1 交付決定の取消しの内容及び理由

--

2 補助金交付決定取消額 金 円

3 その他

交付決定の取消しに伴い、既に交付した補助金に過払いが生じることとなった場合は、過払金については、区長の指示に従い返還してください。